

令和8年度住宅ストック循環促進事業に係る調査事業
(残価設定型住宅ローン等の市場環境整備事業)
を実施する者の公募についての公示

令和8年6月15日
国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、住宅ストック循環促進事業に係る調査事業を実施する者の公募について公示する。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック循環促進事業に係る調査事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック循環促進事業に係る調査事業のうち、残価設定型住宅ローン等の市場環境整備事業を行う者に対して支援を行うことにより、住宅が適正に評価される市場の好循環を促進することを目的とする。

(3) 事業内容

残価設定型住宅ローン等の発展・普及に向けた次の事業

① 残価設定型住宅ローン等の導入支援及び体制整備

② 消費者が安心して残価設定型住宅ローン等を利用できる環境整備及び普及啓発

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和8年7月中旬 ～ 令和9年3月下旬

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

(1) 事業の実施に関する計画が適切なものであること。

(2) 事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

(3) 事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有していること。

(4) 事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(5) 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。

(6) 事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅経済・法制課 住宅金融室 担当：棟口

電話 03-5253-8111（内線39-726）

電子メール muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 期間 令和8年6月15日（月）から令和8年7月10日（金）まで

② 場所 上記担当部局

③ 方法 上記担当部局にて原則、電子媒体で交付。

※交付を希望する場合は、予め(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。

※メールでの連絡後には電話の着信を確認すること。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限 令和8年7月10日（金）18時00分まで

② 場所 上記担当部局

③ 方法 上記担当部局へ、電子メールにて提出すること。

※メールでの提出後には電話の着信を確認すること。

なお、電子メールで提出するデータは以下によること。

・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）

Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat Reader

・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。

(2) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(3) 提出された提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。

(4) 提案書に虚偽の記載を行った場合には、当該提案書を無効とするとともに、提出者に対して、補助事業者の取り消しを行うことがある。

(5) 提出された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった提案書は原則として返却しない。なお、返却を希望する場合は、その旨を提案書提出時に申し出ること。

(6) その他詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。